

「第7次福島県総合教育計画(中間整理)」に関する意見とその対応について(パブリックコメント)

No.	章	頁	行	該当項目	意見等の内容	対応案(県の考え方)
1				計画全体	<p>学びは ひとりひとりの人生を豊かにするものであるという視点をもう少し強調して欲しい。 (理由) 様々な力を学びによって習得しますが、障害を持つ持たないに関わらず、それぞれに応じた学び(機会)は大切です。そこで学んだ力は諸課題解決のためだけではなく、各人の生きがいを持った生活に繋がっていくからです。人生100年時代と書かれているように、一人も取りこぼすことなく福島県は(豊かな人生に)進めていただきたい。そのためにも少人数学級の拡大と特別支援教育の拡充は必須と思います。</p>	<p>ご指摘の点については、少人数学級の拡大については、施策6「□ 少人数教育の充実」に記載しております。本県では全国に先駆けて30人学級及び30人程度学級を導入してきたところであり、今後も、よりきめ細かな指導に取り組んでまいります。 また、特別支援教育の拡充については、施策3「□ 地域で共に学び、共に生きる共生社会の形成に向けた特別支援教育の充実」に記載しており、「多様な学びの場」の充実・整備について、今後も進めてまいります。</p>
2	1	2	8	はじめに	<p>福島県内の学校に「教員が考える時間」の確保は可能なのか？ 「長時間労働等によって教員の健康が損なわれ、授業準備や日々の研さん、研修に時間を割くことができない状況に陥っている」との記述。長時間労働等が「授業準備や～時間を割くことができない」原因とも読み取れる文章である。修正が必要。長時間労働は授業準備・研さん・研修に時間を割くことができない原因ではない。もし、労働基準法が適用される教員に勤務時間外での研さん・研修を期待しているのであれば、大きな誤りである。教員の献身性に甘えてはSDGsが危ぶまれる。(P9:L27～の記述も同様:要検討) 福島県の学校モデルは、明治の学校制度創設期:知識伝達型モデルから大きく変化していない。そもそも授業準備・研さん・研修等「教員が考える時間」を必要としないモデルがベースになっている。わかりやすいのが小学校モデルで、教員の拘束時間8時間30分(休憩45分含む)のうち、児童が在籍し教員が児童管理を要する時間がほぼ7時間30分。のこり1時間で何ができるのか、という状態が現実である。 今次計画では「学びの変革」を大きく掲げている。これは、近代学校モデルからの変革を伴うものであり、教職員の大幅増等の予算措置が必要である。第4章:施策の展開:施策1(P18:L3～)に具体的な方策が見えない。これで「学びの変革」は可能なのか。 大幅な予算措置が不可能なのであれば、最低でも、学校最大の教育環境としての教員に「考える時間」の確保が必要である。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、下記のとおり修正いたします。 (修正案) p.2 7行目 (略)ことこそが学校の役割であり、膨大な業務によって教員の健康が損なわれかねない状況、授業準備や日々の研さん、研修に時間を割くことができない状況に陥っている(以下略)</p>
3	1	3	8	1計画策定の趣旨	<p>「東日本大震災」と「原子力災害」を定義しているが、東日本大震災を地震・津波被害に限定している。東日本大震災には原子力災害を含むのではないか。(文書全体で齟齬をきたしている部分が目に付く。例、15ページ。地震・津波被害により福島らしさが出てきたことになっている。一方で原子力災害が福島らしさを生んだと13、14ページで書いている。) 文部科学省は、「東日本大震災」という言葉は、原子力災害を含むものとしている。</p>	<p>ご指摘のとおり、東北地方太平洋沖地震による災害及びこれに伴う原子力発電所事故による災害は、平成23年4月1日の閣議了解により「東日本大震災」と呼称されております。 しかし、避難や賠償、放射線への考え方の違い等による県内外での様々な分断や深い溝は原子力災害が大きな要因であり、その困難な状況において対話と協働により克服しようとしてきた点も「福島らしさ」の一つであります。原子力災害が要因と考えられる点については、このままの表現とさせていただきます。</p>
4	1	4	4	4計画の進行管理	<p>「頑張る学校応援プラン」は名称を改めるべきである。すでに学校は頑張っている。もっと頑張らせるのは多忙解消と理想的な教育と両立せず、持続可能なあり方(SDGs)に反する。</p>	<p>「頑張る学校応援プラン」は、頑張っている学校を応援するために、その年度に県が重点的に進める取組をまとめたものです。本計画においても、毎年度具体的に実施する取組を明らかにするものとして作成する予定ですが、その名称については今後検討いたします。</p>
5	2	9	21	2(2)課題に関する要因分析【教育環境について】	<p>教員の「時間外勤務時間」が法改正により制限された事実を明記する 労働基準法が改正され時間外労働の限度時間が規定されたことに伴い、公立学校の教職員の「時間外勤務時間」も制限された。教員が自発的に勤務時間外の活動を行うことが困難になった。これは近年における学校をめぐる最大の変化である。 この大きな変化を県民に広く周知するためにも明記が必要である。</p>	<p>本計画は、法令改正を県民に広く周知することを目的としたものではなく、また教育をめぐる法改正には多様なものがあることから、本計画に記載するべきものではないと考えております。</p>

No.	章	頁	行	該当項目	意見等の内容	対応案(県の考え方)
6	2	9	29	2(2)課題に関する要因分析【教育環境について】	<p>「教員があらたな学びを創造するための研修や研究、そして経験するという時間の減少・・・」加筆修正をお願いしたい (理由) 創造するためには与えられた研修や求められた研究だけでなく、経験に基づく知識や言動が子どもたちに大きく影響を与えます。現状の多忙な状況下では教員自ら地域社会へ参画したり、多様な価値観を認められるような多様な経験をすることができません。ましてや本すら読む気がおきてこないということです。常に知識意欲をもって教授活動に当たるためにも、多忙から解放し、様々な経験を教員自らできるように環境を整えるべきではないでしょうか。創造を研修や研究だけに頼るのではなく、経験(体験)というところに光を当ててみました。知識はAI、知識の活用と創造は人間が受け持つと思われるからです。</p> <p>P11-14~17行にも根底で繋がります。</p>	<p>ご指摘の点について、下記のように修正いたします。</p> <p>(修正案) p.9 28行目 (略)教員が新たな学びを創造するために必要な研修や研究、多様な経験を積む時間の減少(以下略)</p>
7	3	14	5	3(2)「福島らしさ」をいかした多様性を力に変える教育 他	<p>震災学習についてこれまで充実して取り組んできたような総括をしているが、個々の教員の自主的な取り組みに由来するものであり、県教委の施策の帰結とは言えない。また、全体を通して放射線教育に矮小化されている印象を受ける。 また、28ページの「震災学習に取り組んだ学校」の現況値は30.7%となっており、整合が取れない。</p>	<p>ご指摘の点について、第3章3(2)に記載のとおり、これまで県としても放射線・防災教育を推進してまいりましたが、今後は震災の記憶の継承を重視し、震災学習の取組全体を強化してまいります。</p>
8	4	19	20	施策2 (基本的方向性)	<p>「教員の勤務環境の整備」を明記する 平成31年1月25日:中央教育審議会答申に記載された「膨大になってしまった学校及び教師の業務の範囲を明確にし、限られた時間の中で、教師の専門性を生かしつつ、授業改善のための時間や児童生徒に接する時間を確保できる勤務環境を整備することが必要」(答申P7)は学校の現状を踏まえた本質的な内容である。 現在の学校で最も深刻な状況は、特に教員の勤務時間内に、本教育計画に掲げられている本質的な事項を議論し共有する時間、各教員が深く内面化する時間の確保が困難なことである。「学びの变革」も「学校の在り方の变革」、「福島ならではの教育」の充実も「教員が考える時間」が保障されなければ学校を通じての実現は不可能である。「教員の勤務環境の整備」として「教員が考える時間」の確保を最優先課題として明記すべきである。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、以下のとおり追記・修正いたします。 なお、「教員の働き方改革」が進めば、必然的に「教員が考える時間」も確保されると考えております。まずは、働き方改革の推進が必要であり、勤務環境を整備し、時間を確保することの重要性については理解しておりますが、確保された時間をどのような活動に費やすのかについては、各学校や教員のおかれている状況によって異なると考えております。</p> <p>(修正案) p.2 7行目 (略)学校の役割であり、膨大な業務によって教員の健康が損なわれかねない状況、授業準備や日々の研さん、研修に時間を割くことができない状況に陥っている「学校の在り方」もまた変革し、教員が主体的に学び、やりがいをもって働くことができる環境を実現していくことが必要です。</p>
9	4	19	22	施策2	<p>第7次総合教育計画では、学校が果たす役割を学力保障だけでなく、人とのつながりや体験の保障、社会のセーフティーネットなど多様であると定義している。それを支えているのは教員である ことを指摘し、学校において人的環境の重要性を認めている点では、わたしたちの考えと合致するところである。しかし、それを「教職員の献身的な努力」(P19 L23)としていることについては、労働基準法が適用される教職員に対し、管理的立場である教育委員会がこのような表現を用いることは適当ではない。 施策2では、今までの学校の在り方を変える(变革)ことによって、教員の力、学校の力を最大化にするとし、主な取組を4つあげている。しかし、現在の多大で煩雑な業務量と人員不足の中では、計画の実現は困難である。実現を本気でめざすのであれば、業務の削減及びスクラップアンドビルドを確実に実施し、人員の確保に努めるなど、労働条件の改善をしなければならない。</p>	<p>ご指摘の点については、福島県教育委員会が任免している教職員には労働基準法は適用されず、地方公務員法及び教育公務員特例法等が適用されます。また、「献身的な努力」の趣旨は、勤務時間外の労働をたたえる趣旨ではありませんが、誤解をまねく可能性があることを踏まえ、以下のとおり修正いたします。 なお、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与に関する特別措置法」に基づく指針を踏まえ、働き方改革の推進を行うことを施策2に明記しており、「多忙化解消アクションプランII」等に基づき対応してまいります。</p> <p>(修正案) p.19 23行目 (略)果たしていますが、基本的には学校以外が担う業務も含め膨大な業務を学校が担っている現状があります。</p>

No.	章	頁	行	該当項目	意見等の内容	対応案(県の考え方)
10	4	20	1	施策2 【主な取組】	<p>これからの「学校の在り方」に関する県民との対話を行う機会が必要          前述したとおり、「学校の在り方の変革」は「学びの変革」を含めて、近代学校モデルからの進化である。子ども・保護者はもとより、地域・県民全体を巻き込んだ議論が必要である。教育委員会を中心として、県民との対話をメインとしたキャンペーンを展開する必要がある。</p> <p>また、法の改正による教員の「時間外勤務時間」の制限、答申「教師の業務の範囲を明確にし、限られた時間の中で」の業務を行うことを適正に実施すれば、学校の中で様々な工夫を行ったとしても、これまで同様の学校での教育サービスの創出は物理的に困難である。この問題をどうするか、これまで教員や学校が担っていたサービスをどこが担い、誰が、どのように行うのか、といった議論が必要である。</p> <p>本計画策定のための懇談会のように、開かれた「学校の在り方」懇談会を開催し、県民の意見を取り入れた「福島ならではの学校モデル」の策定が望まれる。</p>	<p>ご指摘の点については、まずは学校関係者、保護者等を含めた多忙化解消拡大プロジェクトチーム会議を開催して定めた「多忙化解消アクションプランⅡ」に掲げた取組を行うことにより、「教職員の働き方改革」を推進し、質の高い教育活動を展開できるように努めてまいります。</p>
11	4	20	2	施策2 【主な取組】 教職員の働き方改革の推進	<p>給特法の一部改正により、時間外勤務の上限時間(月45時間 年間360時間以内)が法的根拠をもつようになった。第7次県総合教育計画には、「給特法に基づく指針等を踏まえ、働き方改革を推進する」と明記されている。つまり、県総合教育計画の働き方改革を推進するためには、上限時間の遵守は不可欠である。</p> <p>県教委が公表した令和2年度の勤務実態調査で、全校種で最も時間外勤務が多い中学校では、月45時間超の教員が全体の約71%、月80時間超えが約31%と公表されている。県は令和12年度の目標として、これらの大幅な削減をめざしている。しかし、今の学校現場の状況で、目標を達成できるとは到底思えない。小学校では、教員のほとんどが学級担任のため1日5～6時間の授業が当たり前となっており、授業を除いた残りの1時間程度の勤務時間で教材研究や授業以外の業務を終えるのは不可能である。中学校でも、一人あたりの授業の持ち時数は小学校に比べ全体的に少ないものの、部活動や成績処理などの業務が大きな負担となり、時間外勤務を増長させている。また、全国学力学習状況調査やふくしま学力調査など、過度な競争を煽る教育施策や人事評価制度による管理統制施策は、教員一人ひとりの個性や専門性を奪っている。</p> <p>県教委の「教職員の働き方改革の推進」最大の施策は、「教職員多忙化解消アクションプランⅡ」である。しかし、「プランⅡ」は、時間外勤務の時間縮減にコンプライアンス(法令遵守)の姿勢で真剣に取り組む必要があるにもかかわらず、緊張感に欠ける内容であり、責任主体としての強い意志が感じられない。県総合教育計画の中にも明記されている「プランⅡ」を厳格化するとともに、学校現場の実態を考慮した、具体的で実効性のある内容にする必要がある。</p> <p>まずは、2021年4月に改正された県教育委員会規則に明記された時間外勤務時間の上限(月 45時間 年360時間以内)を、市町村教委も徹底して遵守できるようにすることが先決である。そのためには業務を大幅に削減し、教員を増員しなければならない。併せて過度な競争を煽る教育施策や管理統制をやめるべきである。教員が時間的にも精神的にもゆとりがない中で、第7次総合教育計画が掲げる「教員の力、学校の力を最大化」することは不可能である。</p>	<p>ご指摘の点について、県民の皆様を始め、多忙化解消プロジェクトチームやワーキンググループ等から意見を頂きながら、より具体的な施策を検討することで、「教職員多忙化解消アクションプランⅡ」をより実効性のあるものへと改定し、多忙化解消に継続的に取り組んでまいります。</p>
12	4	20	4	施策2 【主な取組】 教職員の働き方改革の推進	<p>多忙解消の観点は「部活動の在り方の見直しを含めた」とあり、部活動指導のみが挙げられている。忙しくて、部活動も満足に見ることができない状態にあることを直視していない。</p> <p>また、過重な進路指導、探究活動における外部団体との調整、ICT機器類の管理などへの視点が欠落している。</p>	<p>ご指摘の点について、「部活動の在り方の見直しを始めとした」と記載し、取り組むべき内容を例示したものであり、その他の状況を軽視する趣旨ではありません。</p> <p>なお、文部科学省がまとめた「学校における働き方改革に関する研究対策」において、部活動は「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」に分類された一方で、進路指導は、「教師の業務だが負担軽減が可能な業務」に分類されていることから、まずは部活動のあり方改革が最重要であると考えております。また、進路指導等においても、教員の負担軽減については引き続き検討する必要があると考えております。</p>

No.	章	頁	行	該当項目	意見等の内容	対応案(県の考え方)
13	4	20	34	施策2 【主な取組】 学校の特色化・魅力化 の推進	中教審『審議まとめ』にも普通科改革は「学校間の学力差を固定化・強化する方向で行うべきではないことに留意が必要」との文言がある。県教委が進めようとする高等学校の特色化・魅力化はこれに反し、学校間格差を固定・是認し、普通教育を解体するものである。 市町村・市町村教委と一体的に取り組む「魅力化」は地方創生の観点からも支持できるが、県教委が決めた「特色」を学校に押しつけるような発想は、厳に慎むべきである。	普通科における特色化・魅力化については、生徒の進路希望に応じて、大学への進学指導を重点的に行う学校、進学や就職など多様な進路にきめ細かく対応できる学校、社会人として必要な基礎基本の定着に力を入れる学校など、普通科等設置校の役割を明確にし、生徒が自らの興味・関心、進路希望に応じて選択できるよう、各学校の更なる特色化を図るものです。今後も、学校の魅力化・特色化に努めてまいります。
14	4	20	35	施策2 【主な取組】 学校の特色化・魅力化 の推進	前期計画が地域の声を聞くことなく策定されたことを踏まえれば、10年間を見通した総合教育計画であるにもかかわらず、高等学校に関する施策は未公表の「後期計画」に白紙委任に近いものになっている。後期計画を明らかにしたうえで総合教育計画を策定する必要があるのではないか。	ご指摘の点について、第6次総合教育計画は令和2年度で終了し、令和3年度は1年限りとして定めた「頑張る学校応援プラン」に基づく施策を実施していることから、令和4年度以降を対象とする第7次総合教育計画を早急に策定する必要があります。このため、令和6年度から令和10年度を対象とする後期計画の策定を待たずに策定いたします。 なお、後期実施計画は、改革計画期間の後半5年間の具体的な方向性をお示しすることとなりますが、策定に当たっては、県立高等学校改革基本計画に基づくとともに、総合教育計画の内容についても踏まえたものとしてまいります。
15	4	20	37	施策2 【主な取組】 学校の特色化・魅力化 の推進	高等学校におけるコース制導入については、中学生・保護者へ早期の進路選択をせまるものと誤認させる恐れがあるため、そもそも撤回すべきである。社会が成熟するとともに「モラトリアム青年期」の期間が長くなることは、発達心理学を学んだ教育関係者には周知のことであろうと考えるが、ひととき進路の選択を誤ったとしても、十分に対応することができるキャリア教育が必要とされているにもかかわらず、将来の進路を限定するような「コース制」の打ち出しには、まったく賛同できない。 20ページ13行目には教育コース創設の意義について辛うじて触れられてはいるものの、医学、保健・医療、福祉コースなどについては総合計画全体を見渡してみてもその意義を説くものがなく、コース制導入の適時性を疑わせるものである。また、教育コースの創設が教員の魅力の発信にどのように寄与するのか、因果関係がわからない。	コース制については、「県立高等学校改革前期実施計画」に基づき、普通科の特色化の一環としてを導入を進めています。 その趣旨は、同一の進路希望を持つ生徒を対象とする教育プログラムと位置付け、授業や長期休業中において、体験学習、特別講座及び講演会等を実施するものであり、早期の進路選択を迫るものではなく、希望する職種についてより詳しく知ること適切な進路選択を支援するものです。 高校生が教育コースなど各コースの体験学習等を通してその職種について深く知ることその魅力ややりがい伝えることができると考えております。
16	4	21	21	施策3 【主な取組】 地域で共に学び、共に 生きる共生社会の形成 に向けた特別支援教育 の充実	高校における通級指導と、併設型特別支援学校との共同学習はどのような関係とみているのかが不明瞭。	高等学校では、通級による指導の充実と特別支援学校との交流や共同学習を進めることで、共生社会の実現を目指した意識の醸成を図っております。 ご指摘を踏まえ、「高等学校における通級による指導」と「交流及び共同学習」の内容を分けて記載し、下記とおり修正いたします。  (修正案) p.21 21行目 県立高等学校における通級による指導の充実等により、特別な支援を必要とする生徒の卒業後の生活を見据えた適切な指導や必要な支援を実施するための体制の構築を進めます。また、高等学校と特別支援学校の併設校を中心に交流及び共同学習を進め、多様性を認め合う特色ある学校づくりを行います。

No.	章	頁	行	該当項目	意見等の内容	対応案(県の考え方)
17	4	22	16	施策3 【主な取組】 家庭教育支援、家庭の 経済的支援の充実	この取り組みに賛成です。 子育てで忙しく、家庭教育の情報を集めるゆとりがない家庭も多いのではないかと思います。 PTAと連携して、良い情報を繰り返し伝える事で、家庭、PTA、学校みんなで児童の健やかな成長を応援できるのではないかと思います。	ご意見ありがとうございます。
18	4	22	26	施策4 福島で学び、福島に誇りを持つことができる 「福島を生きる」教育を推進する	ふくしまならではの教育の視点の追加について (理由) 計画中間整理案には再生可能エネルギーを2040年に需要量の100%を目指すことに触れられているが、福島県は再生可能エネルギー先進県として注目されている。このきっかけは東日本大震災(中間整理案と異なり、原子力災害も含む意味で使用)であり、福島県が立てた計画は前倒しで目標を達成している。国もパリ協定をふまえ、脱炭素社会の目標として、2030年、2050年の姿を明確にしている。今後の学問の全体を覆うテーマとして「環境」や「持続可能性」は欠かせないものであり、文理を超えた全学問領域にかかわってくる。福島県は、東日本大震災で大変な思いをしたが、その後の希望の一つには、再生可能エネルギー推進で日本社会全体、ひいては世界を牽引するということが考えられる。県有施設に太陽光パネルの設置が進められるも、県立学校には見られない。再生可能エネルギーについて、県民一丸となって学習、研究、推進を行っていくことがあってもいいのではないかと、そこに福島ならではの視点をとっていいのではないかと考える。施策5は、計画中で最も「福島ならではの」を標榜するところと思うが、「学校と地域の連携・協働の推進」は文科省の政策をなぞるものであり、「福島イノベーション・コースト構想を担う人材の育成」は国の施策に、地元の子供生徒を協力させるものであり、両方とも福島ならではのといえるのかといえば、胸を張れない。「震災の教訓の継承、福島の今と未来の発信」は、福島ならではのではある。ただし、「語り部」活動には、十分な環境整備が必要と考える。実際の被災体験をした方々に失礼にならないように、単なる調べ学習の発表ではない語り部として指導が必要であるし、その指導者の資質や教養、語り部育成の視点も問われる。その点は留意してほしい。この東日本大震災の体験・教訓の継承の面と双壁をなす部分の一つに再生可能エネルギーであるのではないかと。主な取り組みに位置づけることも検討願いたい。	ご指摘の「福島イノベーション・コースト構想を担う人材の育成」に関する取組については、浜通り地域の学校を中心に最先端の技術に関する知見を深め、学び合いながら将来社会で活躍できる人材の育成を図っており、福島ならではの他県には見られない独自の取組であると考えます。再生可能エネルギーについても、本事業の一部として主な教育プログラムとして取組を進めています。 語り部の育成については、まずは教員の指導力の向上が重要となります。そのため、伝承館等における研修を実施し、指導のための知識や視点を学んだ上で、各校での指導にいかすようにします。生徒は、地域課題探究学習を通して語り部活動を行います。これまで全県的に取り組んできた探究学習のノウハウをいかすことで、スムーズに実施することができると考えています。また、各校の代表生徒による交流会を実施し、情報共有や語り部の披露を行い、各校の活動の充実に努めてまいります。
19	4	23	17	施策4 【主な取組】 震災の教訓の継承、福島の今と未来の発信	震災の事実や教訓の継承・発信とあるが、どのような研修を想定しているのか。広島・長崎・沖縄ではすべての子どもたちに悲惨な経験とともに平和の大切さを考えさせる取り組みを積み重ね「平和教育」と呼ばれるものをつくってきている。福島における震災教育も、そうあるべきではないか。	本事業は、地域課題探究学習を軸とした取組を想定しています。震災に関連する地域の課題を見つけ、それについて自ら考えるを通して、福島の過去、現在、未来について自分の言葉で語る生徒を育成していく計画です。そのため、一律的な指導ではなく、学校が立地する地域や生徒個々の興味に応じた、伝承館での研修や地域の人材を活用しながら主体的に考えさせ、適切に指導していくことが「福島ならではの」教育につながるものと考えております。
20	4	24	31	施策5 【主な取組】 地域に根ざした文化の継承と活用	福島県の公文書資料館たる、福島県歴史資料館への言及がない。被災施設でもあり、海洋・漁業文化を伝承する役割を持つふくしま海洋科学館への言及もないのは不十分ではないか。	ご指摘の点について、「～東日本大震災・原子力災害伝承館等」の記載にある「等」にその他施設が含まれると考えております。
21	4	25	4	施策6 【主な取組】 少人数教育の充実	少人数によるきめ細やかな指導体制、過疎・中山間地域における「極」少人数での学びの充実をかねており、大いに歓迎したい。 一方で、高等学校では地域に必要とされている小規模校が統廃合の対象となっており、県教委の施策として矛盾している。地域との合意なき統廃合を中止するべきである。	小規模な高校の再編整備については、生徒の社会性を養うために、一定の集団規模の確保が必要であることから、魅力化を図りながら、統合を推進することとしております。 なお、県立高校における少人数教育については、高校改革を進める中であっても、一定の教員数を確保しチーム・ティーチングや習熟度別学習など、生徒一人一人に目の行き届く教育環境の整備に努めてまいります。

No.	章	頁	行	該当項目	意見等の内容	対応案(県の考え方)
22	4	26		指標一覧 【児童生徒に関する指標】 全国学力・学習状況調査の全国平均正答率との比較値	全国平均を超えることを目標とするのは意味がない取り組み。 平均を下回る県は必ず出てくるので、永遠に終わらない。指標としてはいけない。	ご指摘の点について、平均値を指標とすることの難しさがあることは認識しておりますが、全国平均正答率との比較値は、児童生徒の学力向上を目指す各学校において比較・対象としやすいと考えられること、将来的な進路選択等においては一定程度全国との比較等も必要となることから、目安として設定しております。
23	4	29		指標一覧 【学校に関する指標】 時間外勤務時間月80時間及び45時間を超える教職員の割合	現況値は7月の1週間の値を根拠にしたものである。教員の多忙状況に関する統計は、統計として実証性や説明責任が伴わないものである。 80時間超をなくすのは、令和12年なのはなぜか。	ご指摘の点について、指標は平成29年度から実施している勤務実態調査の結果であり、「教職員多忙化解消アクションプラン」の取組により、どの程度勤務時間に変化が見られるのかを調査時期も含め定点観測しているもので、意味のある指標であると認識しております。 なお、80時間超を0%とする目標達成の時期については、「教職員多忙化解消アクションプランⅡ」の取組期間後である令和6年度としております。目標値の欄に( )で記載がありますが、誤解を招く可能性がありますので、下記のとおり修正いたします。  (修正案) 令和6年度達成を目指し、その後も80時間超0%維持及び45時間超の減少を目指す